

平成30年度平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業 住宅用太陽光発電システム 申請の手引き

1 太陽光発電システム

補助の対象となる太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）は、次のとおりです。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電システムであること（注1）
- (2) 太陽電池モジュールの変換効率が別表1（P10）に定める値以上であること
- (3) 補助対象経費が1kWあたり50万円以下の補助対象システムであること（注2）
- (4) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電システムであること
- (5) 未使用品であること（中古品は対象外です。）
- (6) 補助対象システムの設置工事の着工または補助対象システム付住宅等の引渡し、交付決定通知の日（市が交付申請を受け付け、申請された方に交付決定通知した日）以降であること
- (7) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の行う太陽電池モジュール認証に相当する認証を受けているもの又はこれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。※JETのホームページをご覧ください
- (8) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること
- (9) メーカー等による補助対象システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること

（注1）「低圧配電線と逆潮流有りで連系した対象システム」とは、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分を電力会社に売電することができる対象システムをいいます。

（注2）補助対象経費の対象となる項目は以下の「補助対象経費の項目」に掲げるものとします。ただし「補助工事に係る費用」に関し、別表2（P7）で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に補助対象経費から控除することができるものとします。

[補助対象経費の項目]

項 目	機 能 の 説 明
太陽電池モジュール	太陽の光を電気に変換して、発電します。
架台	太陽電池モジュールを屋根等に固定するものです。
インバータ・保護装置 (パワーコンディショナ)	太陽電池で発生した直流電流を、電力会社の電力と同じ交流の電力に変換します。
接続箱	太陽電池からのケーブルを集めるためのボックスです。電流の逆流防止及びサージを吸収する機能があります。
直流側開閉器	システムの点検時に太陽電池出力とシステムを遮断します。 通常、接続箱に内蔵されています。
交流側開閉器 (サービスマブレーカー)	パワーコンディショナからの交流出力を遮断します。
配線・配線器具の購入・据付	配線・配線器具の購入及び据付に要する費用 ※配線・配線器具の購入・据付に係る費用は、補助金交付申請書及び実績報告書の「設置工事に係る費用」に記入してください
設置工事に係る費用	・対象システムに係る機器の据付及び工事に要する費用。 ・対象システムの据付に伴って必要となる改修又は保守工事に要する費用。 ※運搬費、立会検査費、産業廃棄物処理費等、本工事を行う上で必要となる諸経費は、「設置工事に係る費用」に組み入れてください。
余剰電力販売用電力量計	太陽電池で発生した電力が家庭内で消費される電力を上回る場合に、電力会社が買い上げる余剰電力を計量するメーターです。 ※対象電力量計が申請者の居住する地域の電力会社による所有となる場合は、補助対象経費とはなりません。 (機器費、工事費共)

2 補助金の額

①市外施工業者を利用される場合

補助金の額=1kW 当たり 2.5 万円 ×対象システムを構成する太陽電池の最大出力（上限10万円）

②市内施工業者を利用される場合

補助金の額=1kW 当たり 3 万円 ×対象システムを構成する太陽電池の最大出力（上限12万円）

- ※ 出力 4kW を超える対象システムにあつては 4kW を上限とします。
- ※ 太陽電池の最大出力値（単位:kW）が、小数点以下 2 桁未満については切捨てします。
- ※ 市内施工業者とは、平川市に市民税の納税義務のある次の方です。
 - ・市内に住所を有する個人で、事業所得の申告をしている者。
 - ・市内に住所を有しないが、事務所又は事業所を有する個人。
 - ・市内に事務所又は事業所を有する法人。

3 補助対象者

次の条件を全て満たす方が対象となります。

①太陽光発電システムの設置につき、次のいずれかに該当する個人。

(1)市内の居住している住宅（もしくは居住予定の住宅）に新たに補助対象システムを設置する個人。

※ただし、設置する建物が申請者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

(2)未使用の補助対象システムが設置された市内の住宅を購入する個人。

※ただし、年度内に市内に住所を有すること。

②市税に滞納がない方。

③設置した補助対象システムによる太陽光発電に係る電力需給に関する電力受給契約を電力会社と締結する方。

4 申請の方法

交付申請しようとする方は、次のとおり申請してください。
平成30年4月16日（月）より申請を受付します[先着順]
※申請受付後、当初予算枠を超えた段階で、受付を停止します。
約20件程度を想定しています。

- ・申請場所： 〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6
平川市役所 企画財政課 企画調整係（本庁舎4階）

補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を1部提出してください。

[添付書類]

- 一般用 ・補助対象システム設置場所の現況写真及び配置予定図
・工事請負契約書の写し
※当該住宅が申請者の所有でない場合は建物所有者の承諾書

- 建売用 ・売買契約書の写し

- 共通 ・納税証明書
※平川市に市税を納めている方で、「添付書類省略に係る同意書」を提出される方は省略できます。なお、平川市外に住所を有する方は提出不要です。
・その他市長が必要と認める書類

[申請に当たっての注意事項]

- 申請書には必ず必要事項を記入してください。
- 市指定の申請書を使用してください。
- 「工事請負契約書」及び「売買契約書」の契約書とは、契約金額が明記されており、契約金額に応じた収入印紙が貼ってあり、さらに割り印がされているものを指します。
- 契約書で補助対象経費の内訳や工事期間が確認できない場合は、太陽光発電システムに関する工事内訳書が必要です。(太陽電池モジュール、付属機器、設備工事に係る費用の金額がそれぞれ明記されていること)
- 補助金手続き代行者を指定された場合は、手続きのための連絡をその代行者に対し行います。
- 市は、申請書に記載の設置計画等の内容が要件に適合していると認めるときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書にて通知します。なお、市が定める事項に違反したときは、交付決定を取り消す場合があります。
- 補助金交付決定通知書は、あくまでも補助金交付の予定であって、実績報告書を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。
- 補助事業実績報告書提出時に、補助対象システムの設置場所における交付決定者本人の住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)の提出が必要となります(平川市在住の方で、「添付書類省略に係る同意書」(様式有)を提出される方は省略できます)。
- 申請日は、申請者本人又は手続代行者が直接「企画財政課」に持参する日を記入してください。
- 交付決定通知書及び不交付決定通知書は、企画財政課で申請書を受け付けてから10日程度(土・日・祝日等を除く)で通知します。(ただし、提出書類に不備等があった場合は、この限りでない)

5 対象工事の着手、完了

補助事業者は、交付決定日以降に工事に着手または住宅の引渡しを受けることとし、平成31年3月31日までに工事等を完了するとともに、実績報告書を提出してください。

また、電力会社との電力需給契約等の手続きを遺漏なく行なってください。(実績報告書に要添付)

※補助事業の申請内容に変更があったとき、中止又は廃止するときは、変更等承認申請書により、市の承認を受けてください。

6 実績報告書の提出

補助事業者は、対象システムの設置工事又は住宅の引渡しが完了したときは、その日から起算して30日以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に次の書類を添付して市に提出してください。

[添付書類]

- (1) 住民票（発行日から3カ月以内のもの）
- (2) 対象システム設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール設置枚数が確認できる写真及び対象システムが設置された住宅全体の写真）
 - ※設置環境により写真撮影ができない場合は対象システム配置図を添付
 - ※写真の裏面に（又は写真を貼った用紙）に交付決定番号と補助事業者名を記載してください
- (3) 対象システムの設置に係る領収書の写し及び内訳書
 - ※補助対象経費と実際の領収金額が異なる場合は、領収書の但し書きに補助対象経費の金額が表記されていること
 - ※領収書の内訳書を作成する場合は、以下の内容を満たすこと。
 - ・平川市長宛に手続代行者名で作成されているもの
 - ・手続代行者の発行を証明するため、領収書と同じ捺印がされているもの
 - ・領収書が連名の場合は、補助事業者個人が支払ったことが確認できるもの
 - ※新築の場合や他の機器との同時設置の場合も、対象システムの設置に係る部分の分かる領収書を添付してください。（補助対象経費の金額を明記してください）
 - ※銀行振込証は認めません。
 - ※値引きの項目は認められません。
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し（電力受給開始日が確認できる売電分の「検針票」の写しを添付いただくこともありますので、捨てずに保管しておいてください）
- (5) 設置した太陽電池モジュールが未使用品であることが確認できる出力対比表
 - ※設置枚数分の製品番号と測定出力が入っているもの
 - ※メーカーやメーカー系販売会社が作成する場合以外は、参考例として定める様式を基に作成された出力対比表に必要事項を記入の上、1部提出してください。その際、梱包に同封されている製造番号票（製造番号と出力値が記載されたもの）の写しを必ず添付してください。
 - ※設置前に使用されていたものや、過去に一度でも電力会社と系統連系をされたものは対象外です。

(6) 特殊工事のある場合、その内容を証明する写真

- 安全対策費：設置した足場全体の写真を添付してください。
- 陸屋根防水基礎工事費：基礎部分の工事写真並びに防水工事完了後の屋根全体の写真を添付してください。
 - ①穴あけ、掘削工事中写真
 - ②基礎防水処理工事中写真
 - ③工事完成写真
- 積雪対策工事費：強化された架台もしくは太陽電池フレームの写真を添付してください。
 - ①対荷重強化のため追加された部材等を分かりやすく表記してください
 - ②鋼材のサイズ、肉厚強化等を実施した場合は、標準品との違いを明確にするため、スペックシート等を添付してください
- 積雪架台嵩上げ工事費：嵩上げされた架台の写真を添付してください。
- 風荷重対策工事費：風荷重対策を行った架台の写真を添付してください。
- 幹線増強工事費：変更前と変更後の写真を添付してください。
 - ①変更前：単相二線の引き込み線並びに屋内主回路遮断機の写真
 - ②変更後：単相三線の引き込み線並びに屋内分電盤の写真（主回路遮断機が写る写真とすること）

[実績報告提出に当たっての注意事項]

- ①住民票と設置場所が異なる場合は、登記簿謄本（3ヶ月以内の発行のもの）を添付してください。
- ②実績報告書提出時に転入等により住民票を提出できない方については、転入後速やかに提出してもらうこととしておりますが、年度内に提出できない方については交付決定を取り消す場合があります。
- ③「電力会社との電力受給契約書の写し」は、電灯契約者が補助事業者本人であること、また設置された対象システムが系統連系・逆潮流有のシステムであることを確認するために提出していただくものです。
- ④「対象システムの設置状態を示す写真（カラー）」は、対象システムが確実に設置されていることを確認するために提出していただくものです。
- ⑤「対象システムの設置に係る領収書の写し及び内訳書」は、対象システムの設置に要した経費の金額について確認するために提出していただくものです。値引きの項目は認められませんので、該当する項目に含めてください。
- ⑥領収書とは、契約金額に応じた収入印紙が貼ってあり、さらに割り印がされているものを指します。

7 補助金の請求及び支払い

補助事業者は、補助事業実績報告書を提出した後、補助金交付請求書により市に補助金を請求してください。

※請求書を受領してから補助金の支払いまでには一定の期間を要します。

※補助金の振込先に誤りがあると、補助金の支払いが遅れる場合があります。

※振込先に関する事項（金融機関名、店舗名、預金種類、口座番号、口座名義（カタカナ））を正確に記入してください。

8 対象システムの管理及び処分の制限

補助事業者は、補助対象システムを法定耐用年数の期間、「善良な管理者の注意」をもって管理するほか、補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、処分承認申請書により市の承認を受けなければなりません。

9 交付決定の取消及び補助金の返還

補助事業者が本事業に関する市の定めに違反した場合、補助金を補助対象システムの設置以外の用途に使用した場合又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合は、交付決定が取消され、補助金の全部又は一部を返還しなければなりませんので注意してください。

※補助金の返還を命じる場合には、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合には、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命じられます。

10 定期報告

補助金の交付を受けた方は、次の事項について、市に報告（別途様式有り）していただくこととなります。

- ①設置後1年間、月次の消費電力量、発生電力量、売電電力量及び買電電力量並びにそれらの価格
- ②対象システムが故障した場合は、故障の内容及び停止の期間
- ③対象システムの満足度（使い勝手、形状、スペース等）、対象システムの設置に伴う日常生活における変化（省エネルギー意識の変化等）など

11 その他

平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付要綱第14条第3項に規定する、手続き代行者の不正行為が認められた場合は、当該手続き代行者の名称及び不正の内容を公表し、その不正内容を考慮し、市が決定する期間は、手続きの代行を認めないものとする。

平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、「平川市補助金等の交付に関する規則」の定めるところによる。

重 要

- 「補助金交付申請書」、「実績報告書」、「交付請求書」など、申請書類に使用する印鑑は同じ印鑑をお願いします。(スタンプ印は不可)
- 訂正が必要な場合は、必ず訂正箇所申請者印を押印したうえで、訂正してください。(修正テープ、修正液等による訂正は不可)

別表1 太陽電池モジュールの変換効率

太陽電池セルの種類	太陽電池セルの基準変換効率
シリコン結晶系	13.5%
シリコン薄膜系	7.0%
化合物系	8.0%

別表2 特殊工事

項目（備考参照）	控除できる上限額（税抜）
①安全対策工事	1kW当たり3万円
②陸屋根防水基礎工事	1kW当たり5万円
③積雪対策工事	1kW当たり3万円 ※無落雪の場合は、 1kW当たり15万円
④積雪架台嵩上げ工事	1kW当たり2万5千円
⑤風荷重対策工事	1kW当たり2万円
⑥幹線増強工事	1kW当たり10万円

[備考]

①安全対策費

工事内容：急勾配な屋根への設置や、3階建以上の住宅の屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するため、設置場所に適合した足場を設ける工事。上記以外の場合でも、工事の安全対策上必要とし、足場を設ける工事は対象となります。高所作業車、ローリングタワーは対象外となります。

②陸屋根防水基礎工事

工事内容：陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後、基礎の周辺に防水工事を施すもの。

③積雪対策工事

工事内容：積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。太陽電池モジュールのフレーム補強も対象となります。

④積雪架台嵩上げ工事

工事内容：積雪地域において積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために、50cm 移譲の架台の嵩上げを行う工事。積雪対策工事をせずに架台の嵩上げのみを行う場合には、対象外となります。

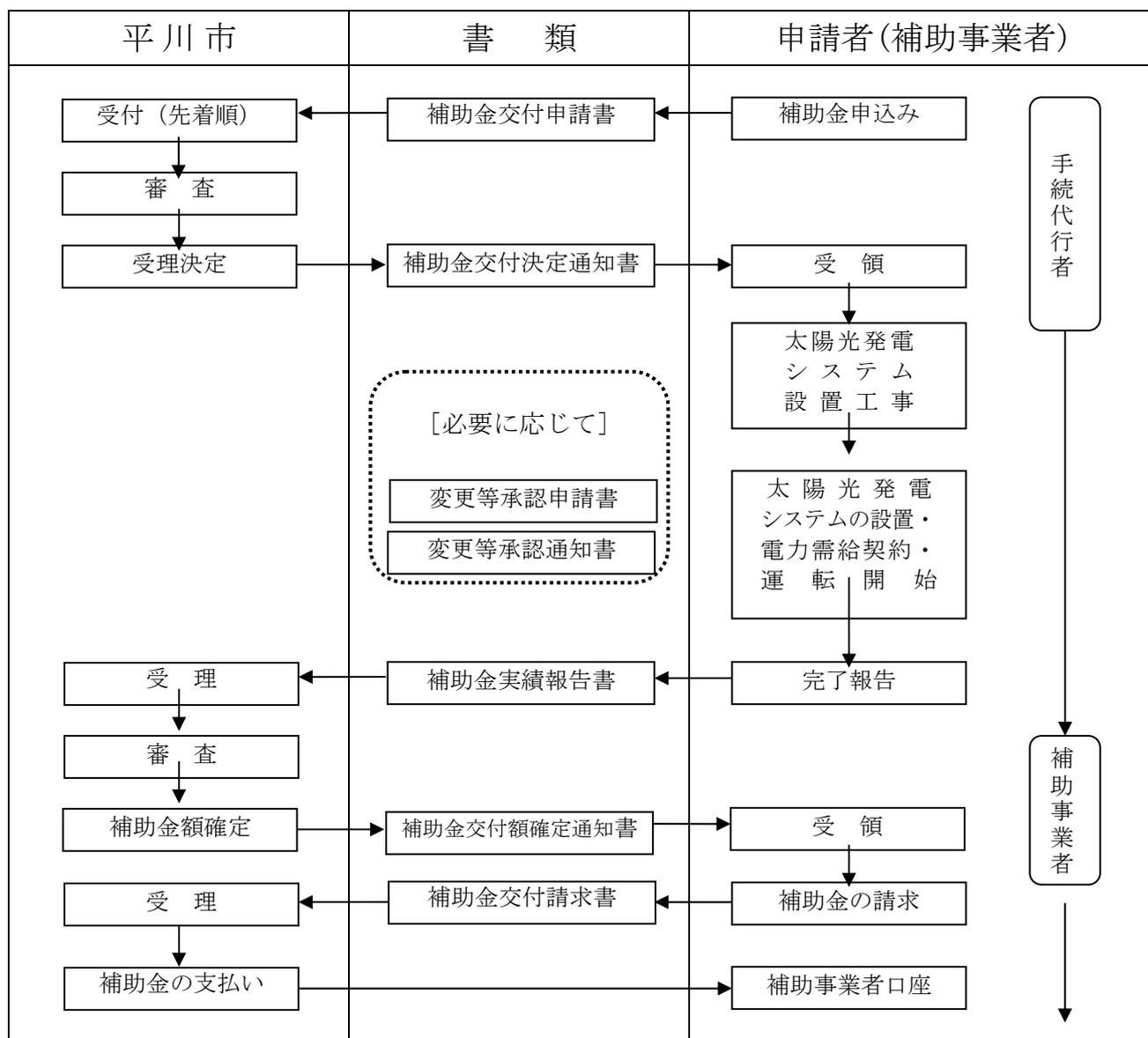
⑤風荷重対策工事

工事内容：強風地域の風荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。メーカー等の標準仕様として強風地域の仕様に対応しているものは、対象外となります。

⑥幹線増強工事

工事内容：単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。ただし、分電盤交換工事の内、機器費は補助対象経費とはなりません。

平成30年度平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業
 - 手続きの流れ -



注1) 補助事業者は補助対象システムの設置工事又は住宅の引渡し完了後、30日以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を市に提出してください。

[申請・問合せ先]

平川市企画財政部企画財政課 企画調整係

Tel: 0172-44-1111 (内線1433・1434) Fax: 0172-44-8619

E-Mail kikaku@city.hirakawa.lg.jp